

## 精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療費(精神通院)の申請に伴う マイナンバーの取り扱いについて

平成28年1月1日より、「行政手続きにおける特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部が施行され、個人番号の利用が開始されます。それに伴い精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療費(精神通院)の申請手続きに「マイナンバー個人番号カード」または、「マイナンバー通知カード」+「本人確認書類」の写し(コピー)の添付が必要となりました。

従いまして新規・更新問わず手続き時にコピーの提出をお願い致します。尚、お預かりした申請書、個人番号カード、通知カード等は速やかに管轄市町村に郵送申請しますが、郵送までの間は、セキュリティシステム(セコム)にて管理された金庫にて厳重に保管します。また申請後、お預かりした個人番号カード、通知カードの控えを当院で保管することは一切ございません。申請書の控えに記載されたマイナンバーについては、申請後マスキングし、後から確認ができない対応をとっております。

以上により患者様の特定個人情報情報の管理に取り組んで参りますので、今後も円滑な手続きにご協力いただきますようお願い申し上げます。またご不明な点がございましたら受付までお申し出ください。